

北海道地域密着型サービス外部評価実施要綱の運用について

(運営推進会議への事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員の出席)

1 実施要綱第3第2項(4)に定める要件

事業所がその責によらないやむを得ない事由により当該要件を満たさない場合において、当該事業所の指定及び監督を行っている事業所の存する市町村から、当該事業所が常に利用者のサービス向上に努め、十分な運営体制等を確保し、地域に開かれた事業所として運営されているため、外部評価の実施回数を2年に1回としても支障がないとの判断が示された場合には、当該要件を満たすとみなすことができるものとする。

なお、やむを得ない事由がある場合であっても、必要回数の2分の1以上の運営推進会議に市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が出席していることを要するものとする。

2 市町村意見書の添付

上記の場合の申請（地域密着型サービス外部評価の実施回数に係る取扱要領第2条に定める申請）については、当該要件を満たさない事由及び事業所のこれまでの運営実績等から、外部評価の実施回数を2年に1回としても支障がない旨を記載した市町村意見書を添付するものとする。